

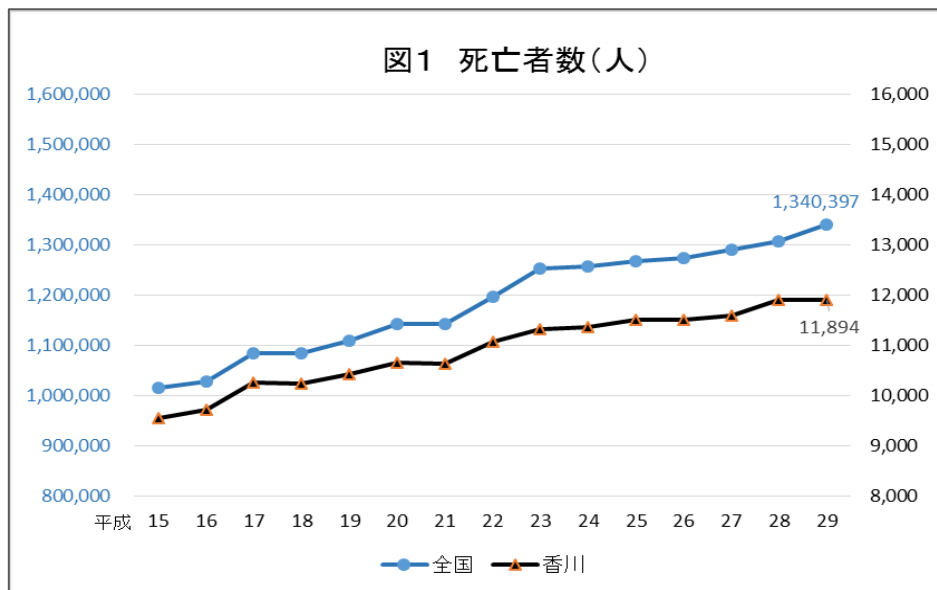
平成 31 年 3 月 28 日
香川県健康福祉部医務国保課

人口動態統計に基づく香川県の死亡の動向・死因の概要について

1. 死亡の動向

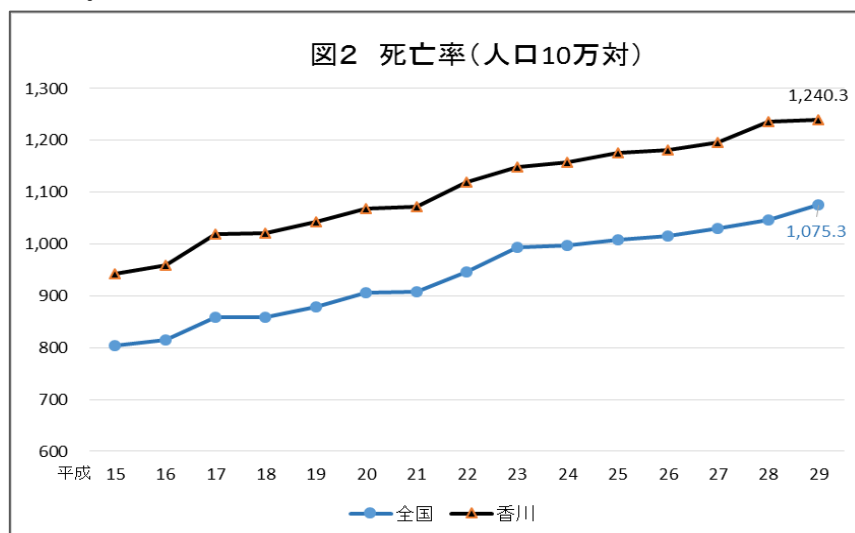
(1) 死亡者数

年次推移は図 1 のとおり。全国、香川県ともに増加傾向にあり、平成 29 年の香川県の死亡者数は、11,894 人であった。



(2) 死亡率

年次推移は図 2 のとおり。全国、香川県ともに増加傾向にあり、香川県の死亡率は、1,240.3 で、全国と比べると高い傾向がある。香川県は、死亡率の高い都道府県別順位で第 20 位である。

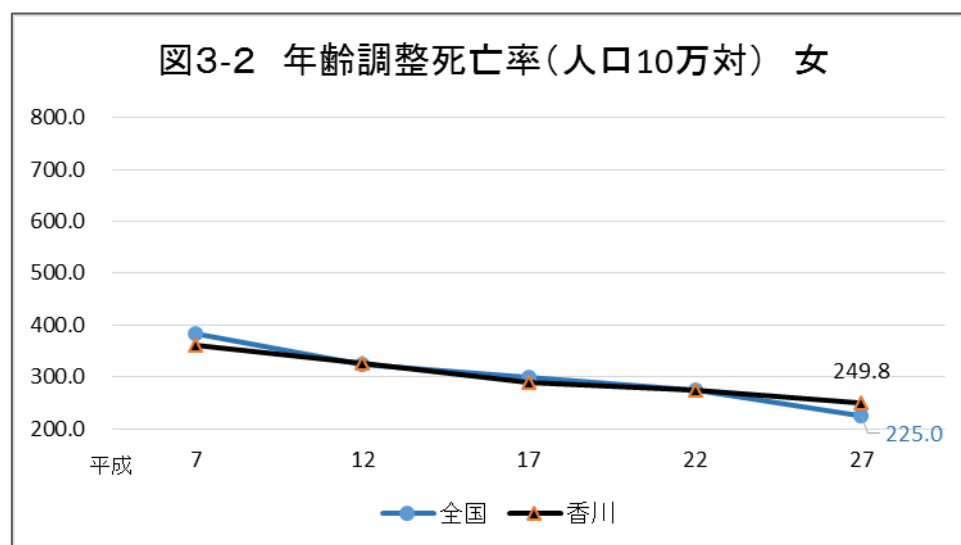
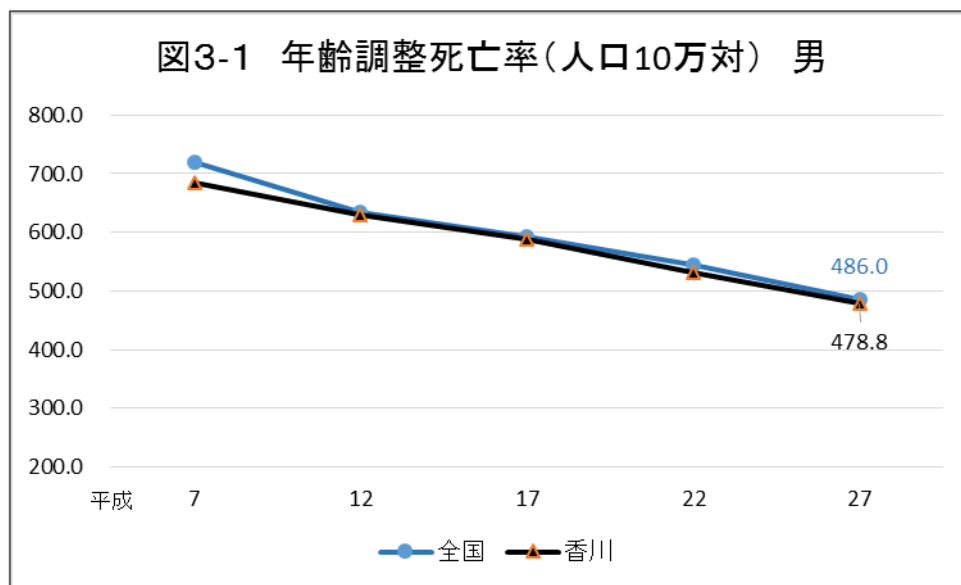


(3) 年齢調整死亡率

上記1.(2)の死亡率は、高齢者の多い都道府県では高くなり、若年者の多い都道府県では低くなる傾向がある。このような年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率を年齢調整死亡率という。

年次推移は図3のとおり。年齢調整死亡率では、男女ともに減少傾向にあり、全国とほぼ同様に推移しているが、平成29年は、男が478.8で全国の486.0をやや下回り、女が249.8で、全国の225.0を上回っている。

なお、年齢調整死亡率は、5年に1回の公表である。



2. 死因の概要

香川県における死因は「悪性新生物」が最も多く、続いて「心疾患（高血圧性を除く）」である。近年の特徴は「老衰」の死亡率が高くなってきていることである。（参考：平成17年の「老衰」での死亡率は29.8）

表1 香川県における死因別順位・死亡率(人口10万対)

	第1位	死亡率	第2位	死亡率	第3位	死亡率	第4位	死亡率
平成17年	悪性新生物<腫瘍>	282.3	心疾患(高血圧性を除く)	168.7	肺炎	121.0	脳血管疾患	114.6
平成22年	悪性新生物<腫瘍>	314.4	心疾患(高血圧性を除く)	192.5	脳血管疾患	99.7	肺炎	95.4
平成27年	悪性新生物<腫瘍>	312.0	心疾患(高血圧性を除く)	203.2	その他の呼吸器系の疾患 (インフルエンザ、肺炎、急性気管支炎、慢性閉塞性肺疾患、喘息以外)	105.3	脳血管疾患	102.1
平成28年	悪性新生物<腫瘍>	313.5	心疾患(高血圧性を除く)	206.7	その他の呼吸器系の疾患 (インフルエンザ、肺炎、急性気管支炎、慢性閉塞性肺疾患、喘息以外)	111.1	老衰	108.2
平成29年	悪性新生物<腫瘍>	308.7	心疾患(高血圧性を除く)	208.2	老衰	112.3	その他の呼吸器系の疾患 (インフルエンザ、肺炎、急性気管支炎、慢性閉塞性肺疾患、喘息以外)	104.4

死因究明に関すると思われる死亡数等は表2のとおり。異状死と言われる外因死の死亡率は全国に比べて高い。

表2 平成29年 死因分類別 死亡数・構成割合・死亡率

死因	全国			香川県		
	死亡数	死亡総数に占める割合(%)	死亡率(人口10万対)	死亡数	死亡総数に占める割合(%)	死亡率(人口10万対)
全死因	1,340,397	100.00	1,075.3	11,894	100.00	1,240.3
病死及び自然死	1,271,820	94.88	1,020.3	11,264	94.70	1,174.6
外因死	68,577	5.12	55.0	630	5.30	65.7
不慮の事故	40,329	3.01	32.4	390	3.28	40.7
交通事故	5,004	0.37	4.0	67	0.56	7.0
転倒・転落	9,673	0.72	7.8	109	0.92	11.4
溺水	8,163	0.61	6.5	44	0.37	4.6
煙、火災及び火焔による傷害	9,193	0.69	7.4	86	0.72	9.0
窒息	963	0.07	0.8	9	0.08	0.9
中毒	598	0.04	0.5	3	0.03	0.3
その他	6,735	0.50	5.4	72	0.61	7.5
その他及び不詳の外因死	28,248	2.11	22.6	240	2.02	25.0
自殺	20,465	1.53	16.4	150	1.26	15.6
他殺	288	0.02	0.2	5	0.04	0.5
その他及び不詳の外因	7,495	0.56	6.0	85	0.71	8.9

資料：人口動態統計(厚生労働省)

<参考>

1. 人口動態統計とは

厚生労働省が行なっている日本の人口動向を明らかにする指定統計。統計法に基づく基幹統計。

2. 人口動態調査とは

「人口動態統計」を作成するための統計調査。

(1) 調査対象

「戸籍法」および「死産の届け出に関する規程」に基づいて市区町村長に届けられた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届け出の全数。

(2) 調査方法

市区町村が各届け出に基づいて各調査票を作成し、保健所、都道府県を經由して厚生労働省へ報告。

(3) 人口動態調査死亡票

死亡届及び死亡診断書（死体検案書）に基づいて作成される。

3. 死亡の原因等について

(1) 死亡の原因

直接死因等が記載され、この記載内容を基に世界保健機関（WHO）が示した原死因選択ルールにしたがって、「原死因」を確定し、死因統計が作成される。

(2) 死因の種類

「原死因」がなにによって生じたか、で決まる。選択は必ず1種類のみ。病死及び自然死、外因死に分けられる。